

## 臨時特別給付金の手続きはお済みですか

臨時特別給付金推進室  
☎0120-093-192

申請期限が迫っています。まだ支給要件確認書・申請書(請求書)を提出していない人や、書類不備による再提出がまだの人は早急にお願います。また、該当世帯であるにもかかわらず、確認書等が届いていない方はお問い合わせください。

- ▶ R5年度住民税均等割のみ課税世帯(臨時特別給付金、低所得の子育て世帯への加算(こども加算))  
住民税が課税されている方の扶養親族のみからなる世帯を除きます。  
**支給額** 1世帯あたり10万円、対象児童1人あたり5万円
- ▶ R5年度住民税非課税世帯(低所得の子育て世帯への加算(こども加算))  
**支給額** 対象児童1人あたり5万円  
**提出期限** 5/31(金)(必着)  
申請書等の提出がない場合は受給を辞退されたものと見なしますのでご注意ください。

## R6年度 軽自動車税(種別割)の税率

税務室 ☎892-0121

### 軽自動車税(種別割)の税率

車種区分		標準税率(年額)				
原動機付自転車	・排気量50cc以下 ・定格出力0.6kw以下(※1) ・51cc～90cc	2,000円				
	91cc～125cc	2,400円				
	ミニカー 50cc以下	3,700円				
二輪の小型自動車 251cc～		6,000円		旧税率	重課税率(※3)	
小型特殊自動車	農耕用(トラクター等)	2,400円		初度検査年月(※2)がH27.3月以前の車両	初度検査後13年を超える車両	
	その他(フォークリフト等)	5,900円				
軽自動車	二輪 126cc～250cc	3,600円		3,100円	4,600円	
	三輪	3,900円		7,200円	12,900円	
	四輪乗用	自家用	10,800円		5,500円	8,200円
		営業用	6,900円		4,000円	6,000円
	四輪貨物	自家用	5,000円		3,000円	4,500円
		営業用	3,800円			

(※1)特定小型原付(電動キックボード等)のこと。対象車両等詳細はお問い合わせください。  
(※2)初度検査年月とは、車両の初回番号指定時の検査が行われた年月のことです。車検証に記載されています。  
(※3)重課税率は、初度検査から14年目を迎える車両のことで、その年度から同欄税率が適用されます。13年目までは標準税率または旧税率となります。  
対象外:電気・天然ガス(混合)メタノール・ハイブリッド軽自動車、被けん引車

### 軽自動車税(種別割)のグリーン化特例

R5.4/1～6.3/31に初度検査を受けた軽自動車のうち、下記の車両はR6年度のみ、下表のとおり税が軽減されます。

車種	税率(年額)				
	対象車種(動力別)	電気および天然ガス軽自動車	ガソリン車・ハイブリッド車		
			対象となる軽減基準	R12年度燃費基準90%達成かつR2年度燃費基準達成車	R12年度燃費基準70%達成かつR2年度燃費基準達成車
	軽減率	標準税率	おおむね75%軽減	おおむね50%軽減	おおむね25%軽減
三輪		3,900円	1,000円	2,000円(乗用営業車のみ)	3,000円(乗用営業車のみ)
四輪	乗用	営業用	6,900円	1,800円	3,500円
		自家用	10,800円	2,700円	5,200円
	貨物	営業用	3,800円	1,000円	適用なし
		自家用	5,000円	1,300円	適用なし

### 軽自動車種別割の減免

申請期間は、R6年度軽自動車税の納税通知書がお手元に届いてから5月末日までです。減免制度の詳細は、P.22「市税の減免」または納税通知書に同封している案内をご覧ください。

## R6年度 組織と電話番号一覧(保存版)

市役所本館	
財産管理室	☎892-0121
総務課	
人事課	
地域振興課	
農業委員会事務局	
秘書政策課	
財務課	
情報マーケティング課	
市民課	
医療保険課	
税務室	
会計室	
議会事務局	
土地開発公社	
行政委員会事務局	

市役所別館	
都市まちづくり課	☎892-0121
開発調整課	
道路河川課	
下水道課	
緑地公園課	

ゆうゆうセンター	
人権と暮らしの相談課	☎817-0997
子育て支援課	支援係 ☎893-6406
	育成係 ☎810-5820
こども園課	☎893-6407
健康増進課	☎893-2111
こども家庭室	母子保健係 ☎893-6405
	児童家庭相談係 ☎810-8310
福祉総務課	☎893-6400
生活福祉課	
障がい福祉課	
高齢介護課	
社会福祉協議会	
地域包括支援センター	☎893-6426

市役所第二別館	
危機管理室	☎892-0121

環境事業所	
環境事業課	☎892-2471
環境衛生課	☎892-0121

青年の家	
教育総務室	☎810-0530
指導課	☎810-0522
学務保健課	☎810-8011
まなび舎整備課	☎810-8010
まなび未来課	☎810-8010
社会教育課	☎892-7721
社会教育課文化財係	☎893-8111
青少年育成課	☎892-7721
青年の家図書室	☎893-4881

いきいきランド交野	☎894-1181
星の里いわふね	☎893-3131
倉治図書館	☎891-1825
星田会館図書室	☎895-2103
第1児童センター(こども図書室含む)	☎893-1144
星田西体育施設	☎893-7721
給食センター	☎891-0098
歴史民俗資料展示室	☎810-6667
いきものふれあいセンター	☎893-6520
ボランティアセンター	☎894-3737
シルバー人材センター	☎893-0430
こどもゆうゆうセンター	☎892-3077
水道局	☎891-0016
星の里浄水場	☎893-6281

消防本部	
総務課	☎892-0011
予防課	☎892-0012
警備課	☎892-0013